

「宇部市スポーツコミッション」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、「宇部市スポーツコミッション」(以下「スポーツコミッション」という。)と称する。

(目的)

第2条 市民の多様なニーズに対応した、スポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進・体力づくりに関すること
- (2) スポーツによる地域活性化に関すること
- (3) その他スポーツコミッションの目的達成のために必要な事業に関すること

第2章 運営協議会

(委員)

第4条 スポーツコミッションに運営協議会を置き、学識経験者、スポーツ関係団体、健康福祉関係団体、経済団体、観光関係団体、市民活動団体、事業者、行政機関その他スポーツコミッションの活動に賛同する団体等から選出された者(以下「協議会委員」という。)をもって構成する。

(役員)

第5条 運営協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、協議会委員の中から互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、スポーツコミッションを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事はスポーツコミッションの会計について監査し、必要があるときは会長に意見を述べる事ができる。

(任期)

第7条 協議会委員の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した協議会委員の補欠として選任された協議会委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(会議の開催)

第8条 会長は、運営協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会委員が会議に出席できないときは、代理者が出席することができる。

- 3 前項の代理者の出席は、第2項における出席とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の出席を求めることができる。

(決議)

第9条 運営協議会の会議では、次の事項を決議する。

- (1) スポーツコミッションの事業計画の決定に関する事
 - (2) スポーツコミッションの予算及び決算に関する事
 - (3) その他、スポーツコミッションの運営に関し必要な事項
- 2 運営協議会の決議は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 幹事会

(幹事及び幹事長)

第10条 運営協議会の円滑な運営を図るため、運営協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会委員、協議会委員から推薦を受けた当該協議会委員の所属する団体等の構成員、及びスポーツコミッションに参画する意欲のある者の中から会長が選任した者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、前項の幹事の中から互選する。
- 4 幹事長は、幹事会の決議を経て、会長に意見を具申することができる。

(任期)

第11条 幹事の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した幹事の補欠として選任された幹事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(会議の開催)

第12条 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会以外の有識者の出席を求めることができる。

(決議)

第13条 幹事会は、必要に応じて、次の事項を決議する。

- (1) スポーツコミッションの事業計画の企画立案に関する事
 - (2) スポーツコミッションの予算案の作成及び決算の調製に関する事
 - (3) その他、スポーツコミッションの運営及び事業に関し必要な事項
- 2 幹事会の会議の決議は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

第4章 専門部会

(部会員及び部会長)

第14条 会長は、スポーツコミッションの事業内容等について検討するため、運営協議会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会委員、協議会委員から推薦を受けた当該協議会委員の所属する団体等の構成員、及びスポーツコミッションに参画する意欲のある者の中から会長が選任した者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会には、部会長を置き、前項の部会員の中から互選する。

4 部会長は、専門部会の決議を経て、会長に意見を具申することができる。

(会議の開催及び決議)

第15条 部会長は、専門部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会以外の有識者の出席を求めることができる。

3 専門部会の会議の決議は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

第5章 会計

(事業年度・会計年度)

第16条 スポーツコミッションの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第17条 スポーツコミッションの資金は、次のとおりとする。

- (1) 補助金収入
- (2) その他の収入

第6章 補則

(アドバイザー)

第18条 会長は、第3条の事業の円滑な実施を図るとともに、事業内容等を広く市内外に発信するため、宇部市出身又は宇部市にゆかりのあるスポーツ選手、指導者その他スポーツコミッションの活動に関する専門家等のうちから、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第19条 スポーツコミッションの事務局は、宇部市総合政策部文化・スポーツ振興課内に置く。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、スポーツコミッションの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年10月7日から施行する。

2 スポーツコミッションの設立当初の協議会委員及び幹事の任期は、第7条及び第11条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 スポーツコミッションの設立年度の事業計画及び予算は、第16条の規定にかかわらず、スポーツコミッション設立の日から平成27年3月31日までとする。